

「新規就農促進事業（農業研修）」を活用した就農までのみちすじ

就農希望段階

STEP.1 就農相談

農業をはじめの前に農業研修を通し、実践的な作物の栽培技術または家畜の飼養技術、経営管理等の知識を学びたい方は、お近くの農業改良普及センター、農業改良普及課または、沖縄県新規就農相談センターへご相談下さい。

STEP.2 研修生と受入農家のマッチング

新規就農促進事業の申請を希望する際は、農業改良普及センター等の面談を受け、事業実施の見通しを確認する必要があります。研修生になるためには農業経験の有無に拘わらず、県内での就農意欲が高く、研修要件を満たしかつ農業改良普及センター所長等の推薦を受ける必要があります。受入農家は、沖縄県知事が認定した指導農業士、青年農業士、女性農業士等があり、研修生が希望する品目、学びたい技術や知識、その他相互の相性を見極め、マッチングを行い、各条件を整えます。

STEP.3 申請書類を作成し、農業改良普及センターまたは、農業改良普及課へ提出

マッチング後、研修生及び受入農家は、各自申請書類を作成し、農業改良普及センター等を経由し、センター所長の推薦書(意見書)を付して「研修開始30日前」迄に沖縄県農業振興公社へ提出して下さい。

STEP.4 申請書類の適否を審査

沖縄県農業振興公社は、提出された申請書類を精査した後、後継者育成基金事業業務審査委員会を開き、予算の範囲内で、助成の適否を審査します。審査で適当と認められた場合は、申請者に対し、農業改良普及センター等を経由して、研修支援の決定を通知します。審査で落選した場合は、落選した旨の通知を行います。その際、研修支援を受けられませんので、ご留意下さい。

STEP.5 農業研修スタート（1ヶ月以上～12ヶ月以内）

いよいよ農業研修がスタートします!! 受入農家（農業士）から、栽培（飼養）技術、農業機械の操作、経営管理等を実践的に学べる貴重な時間です。自らが目指す農業経営の将来像を具体的に描き、作目、規模、販売先、労働力、機械、施設、資金調達などを検討し、就農計画を立てましょう。

就農準備段階

STEP.6 農業研修終了後、30日以内に完了報告書を提出

研修生及び受入農家は、各自完了報告書類を作成し、農業改良普及センター等を経由したのち、センター所長の意見書を付して「研修終了後、30日以内」又は、「研修実施年度の3月31日」のいずれか早い日までに沖縄県農業振興公社へ提出して下さい。

STEP.7 助成金交付

沖縄県農業振興公社は、研修生及び受入農家の完了報告書類を精査し、その内容に不備がなければ、助成金を支払います。

※完了報告書が未提出、又は研修目的にそぐわないと判断される場合は、助成金を支払えませんのでご留意下さい。

STEP.8 独立・自営就農、親元就農、農業法人へ就職し就農をスタート！

研修終了後、農業を始めたいと考えても、実際に就農するまでには幾多のハードルがあります。農業に必要なものは何かを常に考え、農業経営者として独立就農する、親元就農する、または従業員として農業法人へ就職する等農業者として更なるスキルアップを目指し、粘り強く頑張っていきましょう。

就農